

平成 30 年(ラク)第 490 号 特別抗告提起事件

特別抗告人 [REDACTED]

相 手 方 [REDACTED]

特 別 抗 告 理 由 書

平成 30 年 9 月 5 日

最高裁判所 御中

特別抗告人 [REDACTED]

頭書の事件について、特別抗告人は、次のとおり特別抗告理由を提出する。

特 別 抗 告 理 由

1 憲法解釈の誤り

原決定は、民事訴訟法 338 条所定の再審事由に該当が無いと主張し、家事事件手続法 103 条 3 項、民事訴訟法 345 条 2 項により棄却することとした。

しかしながら、上記判断は、裁判を受ける権利に関する憲法 32 条の解釈を誤った違法がある。

2 憲法違反

原決定は、上記の通り再審事由が無いと主張するが、基本事件となる平成 29 年(ラ) 934 号は、判断の元となる事実の概要において意図的に、事実をねつ造して決定されたものであり、仮にその明らかな事実ねつ造が真実であったとしても、根拠法無く、本来違法な誘拐を帮助し、未成年者から従前の生活と父親を奪う虐待行為に加担したものである。

親権を有する特別抗告人の元で監護されていた未成年者の居る家庭において、相手方は、同居時には法定離婚事由の無い離婚請求と親権の独占を目

的に、拉致を常習とする破綻請負弁護士事務所に相談に行き、その専らの方針に従い、子を拉致し、従前の生活と父親、その他の人間関係、愛着対象を奪った。

この相手方の行為は、未成年者の自由を奪い、特別抗告人の親権を侵害する刑法 224 条未成年者略取誘拐の犯罪類型に当てはまることが明かである。

また、相手方代理人ら森法律事務所が、その営業広告である彼らのホームページに「母親の連れ去り勝率 100%」「冤罪 DV など父子が会えなくなるぐらいの不具合しかない、証拠も要らない、行政もわかってやっている」「有責配偶者でも離婚請求できる」などと謳い斡旋教唆していることから、相手方代理人らの関与した子の連れ去りは、刑法 225 条営利目的略取誘拐の犯罪類型に当てはまることが明かである。

更に、その脱法弁護士らに見透かされている事を指摘されながらも、根拠法無く、事実ねつ造して、共同養育を主張する特別抗告人の監護権を剥奪し、家裁母子交流調査で父親に会いたがっていると調査報告された未成年者の自由を奪い、親子引き離しという児童虐待の決定をし、それを再審せずに維持する中西茂、原道子、大嶋洋志、鈴木昭洋らの決定は、憲法にも法律にも拘束されたものであらず著しく職権が濫用されたものであり刑法 227 条誘拐幇助罪の犯罪類型に当てはまることが明かである。

このように、子の拉致が堂々と横行している日本国内の様子は、国際社会から軽蔑され問題視されている。

中西茂、原道子、大嶋洋志、鈴木昭洋らのような拉致ビジネスを育て、親子の人生を破壊する訴訟指揮をする判事らが日本国内に複数存在することは、日本弁護士会の公式論集である 60 周年記念誌においても「本来違法な筈の連れ去りは違法とされずに有利に扱われる」と記載され、拉致幇助判事らが存在することを日弁連が事実認定し、会員に活用（悪用）することが公に促されている事態となっている。

本来このような事態となっている場合には、個別の事案において、裁判官

の職務の内外問わず、その非行を弾劾法に基づき裁判官罷免訴追委員会が、その機能を果たし、拉致幫裁判官達から国民を守れる筈である。

しかし、裁判官罷免訴追委員会を機能させない為に、現在、訴追委員会と最高裁の取引により、東京高裁岡口基一判事が分限裁判にかけられているという。（岡口基一判事のブログ記載内容より判断）これが事実であれば、もはや東京高裁だけの拉致帮助問題だけでは無く、自浄作用が無いにも関わらず、訴追委員会を無力化している最高裁判所の組織犯罪となる。これらの情報は既に国民に広く知れ渡っており法と正義の存在の有無が注視されている。

国民は、法と正義に守られている安心から生活し、納税が行われ、民主主義が成り立っているのである。それが、何ものにも代えがたい子を拉致、断絶され、根拠法無く事実ねつ造で合法化され再審請求も叶わないと思い知らされれば、勤労意欲、納税意欲を失うばかりか、生きる価値さえ見いだせなくなるのは必然である。このような拉致帮助裁判官らの非行の被害に因り、毎年多くの拉致被害親が自死をし、身勝手な母親とその不貞相手（継父に昇格する）により虐待の末に殺される児童の被害も後を絶たない。

このような親子引き離しに因る自死や児童虐待死の頻発は、司法による間接的殺人と言える。

私と息子は、離婚ビジネスの餌にされる為に生まれてきたのではない。

法手続きが、憲法と法律に拘束されずに拉致帮助裁判官らの自由心証主義の職権濫用の胸先三寸におかれてい居ると思い知らされるような原決定は、憲法 32 条に定められた裁判を受ける権利が守られているとは到底言えず、憲法 13 条に定められた幸福追求権と人としての尊厳を奪うものであり違憲である。

3 よって、原決定は速やかに破棄されるべきである。

附 屬 書 類

- | | |
|-------------|-----|
| 1 特別抗告理由書副本 | 7 通 |
|-------------|-----|